

經濟論叢

第155卷 第2号

いわゆる「寛容令」(1787年)の 意義について(1).....	木 崎 喜代治	1
ハイエクと主観主義.....	江 頭 進	24
ケインズの哲学と経済学.....	斎 藤 隆 子	40
日本植民地期の台湾人産業資本に 関する一考察.....	洪 詩 鴻	59

平成7年2月

京都大學經濟學會

いわゆる「寛容令」(1787年)の意義について(1)

木 崎 喜 代 治

目 次

- はじめに
- I 「寛容令」の内容 (以上、本号)
- II この勅令への反応
- おわりに

は じ め に

フランスのプロテスタントは、1685年にルイ14世によって公布された「ナン
ト勅令廃止勅令」によって、その信仰を完全に禁止された¹⁾。プロテスタント
の男子はガレー船に送られ、女子は投獄され、ともに財産を没収された。牧師
は死罪をもって罰せられた。18世紀の後半になれば、諸々の弾圧にもかかわらず、かれらの信仰活動が公然と活発化していき、それにつれて、政府の対応も
徐々に、しかし着実に、軟化していくとはいえ、プロテスタント信仰を禁止す
る法令は、まったく変更されていなかったことを忘れてはならない。

このような状況のなかで、1787年、フランス革命の直前に、いわゆる「寛容
令」が公布された。この勅令の意義をめぐって、これまでさまざまな論議がな
されてきた²⁾。もっとも通俗的な水準では、この勅令はプロテスタント信仰を
承認するものだと理解されている。この理解はまったく間違っているというわ

1) 本稿は、『経済論叢』139・6(1987・6)から7回にわたって、断続的に発表されたフランス・プロ
テスタンティズム史についての概観を前提としている。

2) さしあたり、『Bulletin de la société de l'histoire du protestantisme français』が、「寛容令」発布
100年記念の1887年と、200年記念の1987年に行なった特集を見られたい。また、この1987年にも、
「ナント勅令廃止勅令」300周年の1985年にも、それを記念する種々のコロークや展示会が開催
され、その記録集も刊行されているが、本稿の主題に直接的に役立つ研究は存在しない。

けではない。しかし、この勅令を一読すれば、事態はそれほど単純ではないことがただちに判明する。たとえば、この「寛容令」のなかには、プロテスタント信仰を容認するというような表現はまったく現われないばかりでなく、プロテスタントという用語さえ一度しか現われていない。

もし、ここでプロテスタント信仰が公式に容認されていたとしたら、フランス革命の初期において公布された「人権宣言」の起草をめぐる討議はあれほど紛糾しなかったであろうし、国民議会における「国家宗教宣言」動議についての討論も異なった様相を示したことであろう³⁾。

逆にまた、研究者のあいだでは、この「寛容令」の意義を極度に低く評価する態度も少なくはない。この見解によれば、この勅令は、プロテスタントの戸籍を法的に整備したものにすぎず、プロテスタントが置かれている現状になんらの変更を加えるものではない。この勅令の唯一の帰結は、この措置によって政府はプロテスタントたちを掌握しやすくなったということだけであるとされる。

はたして、この「寛容令」は、政治史上において、あるいは思想史上において、どのような意義を持ったのであろうか。

それを明らかにするために、われわれは、まず、この「寛容令」の内容そのものの検討し、ついで、この勅令がいかに受容され、また拒絶されたか——プロテスタントたちによって、カトリックの聖職者によって、一般のカトリック信者によって、またバルルマンによって——を吟味する。

こうした探求によって、この勅令の意義を理解し、また近代国家における信仰の位相を解明することに少しでも貢献できるならば、本稿の目的は達せられる。

ただ、あらかじめ注意しておかなければならないことは、この勅令の公布を取り巻く権力状況を把握しておくことなしには、この勅令の読解にも成功しないであろうということである。この勅令は、けっして、カトリック教会と結合

3) この問題については、別に取り上げるはずである。

した国王権力対プロテスタントという図式の中だけでは理解されえない。ここで詳しく論じることは省略するが——別の機会に論じなければならないが——、この勅令の公布を推進した人々は、カトリック教会の見解からはもちろん、国王権力の見解からも、そして、いうまでもなく、プロテスタントたちの見解からも、一定の独立を保っていた人々であった。したがって、この勅令の背後に隠されているかもしれない国王権力の意図を読みとめることは、時には危険であるかもしれないし、時には完全に間違いであるかもしれない。なぜなら、背後に隠れているのは、国王権力の意図であるよりも、この勅令の起草者の意図であり、国王権力がそれに気付くことなく、それに操られているかもしれないからである。

カトリック聖職者たちは、この勅令の起草については、完全に無知の状態におかれていた。起草者たちは、もしカトリック聖職者がここに介入するなら、この作業は絶対に成功しないと確信していたからである。したがって、この勅令のなかに、かれらの意図は隠されていないと判断してよい。残るのは、プロテスタントたちと起草者と国王権力である。プロテスタントたちの意図は、その代表者の役割を演じていたラボー・サン・テチエンヌを通じて、起草者に伝えられるはずであった。しかし、この伝達が良好であったという保証はない。ラボー・サン・テチエンヌが代表する南フランスの一般のプロテスタントたちは久しく中央の政治権力から遠ざけられており、かれらが、宮廷が受諾しうるような意見を表明しうるほどに、宮廷の機微に通じていたとは信じられない。他方、ラボー・サン・テチエンヌは温厚な性格の持ち主であり、したがって、南フランスのプロテスタントの、宮廷にとっては過激とみなされかねない要求をそのまま提示することによって、起草者を驚かせ、逆効果を生むことを恐れていたことはたしかである。

他方、国王そのひとは、信仰深いとはいえ、プロテスタントたちにたいしてなんらかの措置をとることが不可避の状態になってきていることを認識していた。そして、プロテスタントたちにたいしてただ正式の戸籍を与えることだけ

であるならば、自分の信仰にもなんら傷がつくわけではないと考えるにいたっていた。さらに、プロテスタントたちにたいしてこうした度量を示すことが国王の威厳を増加させるのだということを、隣国のヨーゼフ2世の例から学んでいた。こうして、自分にたいする世論の動向にいつも敏感だったルイ16世は、この勅令がまさに国王そのひとの慈愛心と主導とによって公布されたのだと公衆が考えるようになることを切望していた。

このような状況のなかで、マルゼルブを中心とするごく少数の人々が、極秘裡に、この勅令の起草の作業をおこなったのである。かれらは、かれら独自の見解をもち、プロテスタントに好意的でありつつ、同時に、国王権力が受け入れる気になるような、そして、聖職者の反発ができるだけ抑えられるような勅令の起草に苦慮していた。そして、どちらの側からの反対があっても、ただちに対応しようように、勅令の条文を整備しておくこと、あるいは、故意に不備にしておくこと、を考えていた⁴⁾。

なお、ひとつのことを付け加えておけば、時の首相はロメニー・ド・ブリエンヌであった。かれは、若き日、ソルボンヌにおいて、チュルゴーと同期生であり、1754年刊行の親プロテスタントの書『和解者』の著者ではないかといわれており⁵⁾、1763年にはトゥールーズの大司教となり、そこで、冤罪で処刑されていたプロテスタントの商人カラスの名誉回復にかかわり、そして、1765年からはフランス全国聖職者会議の宗務委員長を務めていた。たしかに、かれは、その実力以上に高い地位に就いたといわれており、また、フランス革命のさなか、宣誓僧の一人となったゆえに悪評高いが、それにしても、このような人物がそこにいた事実はもっと注目されてよいと思われる。

この勅令の正式の名称は、「カトリック信仰を奉じないものについての勅令」

4) この時期のプロテスタントをめぐる勢力配置については、さしあたりつぎを見られたい。J. Dedicu, *Histoire politique des protestants français*, 2 vol. Paris, 1925. P. Grosclaude, *Malesherbes*, Paris, [1961].

5) この『*Le Conciliateur*』は、シエル版のチュルゴー全集に収められている。『*Œuvre de Turgot et documents le concernant*』, 5 vol. Paris, 1913-23. T. I, pp. 391-411.

であり、「寛容令」は通称もしくは俗称である。この勅令の対象がプロテスタントであることがあまりにも明白であるにもかかわらず、なおプロテスタントという用語を慎重に回避した当事者の配慮——あまりにも見え透いた配慮であることは確かであるが——をまず念頭に置いておかなければなるまい。そのような配慮をしなければならない状況を忘れるならば、この勅令の含意のすべてを把握しそこなうことであろう。勅令のつねとして、公布の日付は記されておらず、1787年11月と記載されるにとどまっているが、これがバルルマンに登録されるために提示されたのは、11月19日であり、実際に登録されたのは、翌年の1788年1月19日である。

なお、この1787年11月19日のバルルマンの総会は、国王が臨席する重要な会議であり、また、後世の歴史家もそう認識しているが、それはおそらく、「寛容令」の提出だけのゆえではない。この会議が記憶に残るべきものとされているのは、第1に、この会議において、首相ロメニー・ド・ブリエンヌが作成した王国の新たな包括的財政改革案が提示され、3億リーヴルの新規債務案が提出されたからであり、第2に、国璽尚書ラモワニョンがその演説において、国王権力の絶対性を力強く説いたからである。さらにまた、国王がこの財政改革にかんする諸法案を、いわゆるリ・ド・ジュスティスによって強制的に登録させたからであり、そしてそれに激しく抗議したオルレアン公がそのゆえに翌日追放されたからでもある。ラモワニョンの演説は、当然のことに、「寛容令」に言及してはいるが、このリ・ド・ジュスティスによる強制登録のうちに、「寛容令」は含まれていない。「寛容令」が提示され、朗読されたのは、その強制登録のあとのことであった。国王は、明日その登録にとりかかるよう命じるとどめて退席した。「寛容令」をその日に強制的に登録させなければならない理由はなかった⁶⁾。

6) さしあたり、以下の資料集の該当箇所を見られたい。J. Flammernont, *Remontrances du Parlement de Paris du xviii^e siècle*, 3 vol. Paris, 1888. 河野健二編『資料フランス革命』, 1990, 岩波書店。

I いわゆる「寛容令」の内容

この勅令は、3ページほどの前文と全37条からなる⁷⁾。まず、前文から見てみよう。この前文は、この勅令を制定せざるをえなくなった当時のフランスの状況と、それに対応する政府の態度をきわめて明快にかつ率直に示している点で興味深いものである。

「ルイ14世が……カトリック教以外のすべての宗教の公的礼拝をおごそかに禁止したとき、かくも望ましい人民の同一信仰の統一体を実現するという希望によって、しかもその希望が、[非カトリック教徒がカトリック教へ]改宗したという偽りの外観に支えられていたゆえに、大王はその顧問会議において作成していた計画を遂行しえなかった。すなわち、教会の秘蹟にあずかりえぬ臣民の戸籍 (l'état civil) を合法的に保障するという計画である。」……われわれは、すべての臣民を、わが王国の古い信仰に結びつけようとして「教育と説得」をつねに重んじ、「あらゆる暴力的方法を禁止する。それは、理性と人類愛の原則にも、真のキリスト教精神にも違反する。しかし、聖なる摂理がわれわれの努力を祝福し、この幸ある転換をなさしめるまで、わが正義とわが王国の利益を考えれば、わが王国に住みながら、カトリック教を信仰しないわが臣民や外国人を、戸籍の権利から排除しつづけることはもはやできない。」

「相当長い経験が示すところでは、こうした冷厳な試練はかれらを改宗させるには不十分である。したがって、自然がかれらのために要求し続けている諸権利を奪うことによって、わが法律がかれらの出生の不幸を無益に処罰することを、われわれはもはや容認するべきではない。かくしてあらゆる法的生存を剝奪されたプロテスタントたちは、偽装改宗によって秘蹟を聖瀆するか、ある

7) この勅令のテキストは、最近刊行されたつぎのものにも当然収められているが、残念ながら、このシリーズに収められているテキスト全体を通じて、正確性にかなり問題がある。Catherine Bergcal, *Protestantisme et tolérance en France au xviii^e siècle*, (Testes d'histoire protestante), Paris, 1988. したがって、注2) にかかげた BSHPP の1887年号の特集の冒頭に置かれた勅令の写真版がもっとも入手しやすい正確なものであろう。

いは、わが王国の法律によってあらかじめ無効とされている結婚契約を結ぶことによってその子供の身分を危険にさらすかの二者択一をせまられている。諸々の王令は、わが王国にはもはやカトリックしか存在しないということを想定さえしてきた。今日、容認されえないこの仮構は、法律が沈黙する動機として役立ってきた。……もし、われわれが、[プロテスタントの] 子供の貪欲な傍系親族がその子供の父の遺産をねらってその子供と争うのを排除するようわが裁判所の判決を臨時的に利用しなかったならば、わが王国の繁栄と平穏にかくも反する諸原則は亡命を増加させたであろうし、親族内の絶えざる紛糾を引き起こしたことであろう。このような事態の現状は、自然の権利と法律の条項とのあいだの危険な矛盾に終止符を打つことを、すでに以前から、わが権力に求めている。……」

「わが国家内に種々の宗派が存在するのを阻止することがわれわれの権力に属さないとしても、それらの宗派がわが臣民のあいだの不和の原因となることをわれわれはけっして容認しない。……われわれが幸いにも信仰しているカトリック教のみが、わが王国において、公的礼拝の権利と榮譽を享受する。他のわが非カトリック臣民は、わが国家内に樹立している秩序にたいしていかなる影響を及ぼすこともできず、わが王国内において集団を形成しえないと、予めかつ永久に、宣言され、また、祭礼の遵守については通常の規定に服するが、かれらは、自然権がわれわれをしてかれらに拒否することを許さないものしか法律から受け取ることはない。すなわち、かれらの出生と結婚と死亡を確認せしめ、かくして、他のすべてのわが臣民と同様に、そこから生じる市民生活上の帰結を享受することである。……」

以下においては、全37条の条文のうちから、この勅令の核心にかかわる条項のみを抜き出し、できるだけ簡単に要約してみよう。したがって、法制上の純粹に手続きにのみかかわる部分は省略することとする。

- 1) 「カトリック的・福音的・ローマ的宗教のみが、わが王国において、公的礼拝を享受し続ける。これを信仰するわが臣民の出生・結婚・死亡は、

いかなる場合においても、わが王令によって裁可された上記宗教の祭礼と慣行に従ってのみ確認されうる。」

しかしながら、他の「宗教を信仰するわが臣民にたいして、わが国家内に現在居住しているにせよ、今後居住しようとしているにせよ、所有権あるいは相続権によってかれらに現在あるいは未来において属しうるすべての財産および権利を享受すること、および、かれらの商業、技芸、技術職、専門職などに従事することを許可する。さらに、かれらの宗教を口実として、かれらは妨害を受けることも、平安を乱されることもない。」

ただし、上記の職業から、司法職、市政職、公教育職は除かれる。

2) わが王国内に居住する非カトリック教徒の臣民あるいは外国人は、以下に定める形式にしたがって、結婚契約を結ぶことができる。その民法上の効果は、当人にとってもその子供にとっても、通常の形式によりカトリック臣民によってなされたものと同一である。

3) しかし、非カトリック教徒は、「王国内に、一団体、一共同体、一特殊社会を形成したり、また、その団体の資格において、なんらかの要求をなしたり、委任権を与えたり、審議をなしたり、なんらかを取得したり、また他のいかなることをも為すことはできない。」

また、司法職にかかわる者は、上記のことに関与してはならない。他の臣民についても同様である。

4) カトリック教以外の宗教の「牧師を名乗る者は、いかなる行為においても、その資格を持ちえず、……異なった衣服を公共の場で着用しえず、いかなる特権も栄誉も帯びることができない。とくに、結婚、出生、死亡の証明書の作成は厳禁され」、作成されたとしても、無効である。

5) 非カトリック教徒は、カトリック教とその祭礼にたいして、敬意を払わなければならない。公共の場でこれに反する行為をなした者は訴追される。

6) 日曜日や祭日を遵守し、その日に店舗を開いてはならない。

7) 王国内の非カトリック教徒はすべて、「他の臣民と同様に、その財産と

能力に応じて、その教会の維持……などのために貢納しなければならない。……」

- 8) 結婚しようとする非カトリック教徒は、王国内に十分な期間居住している場合には、その公示を、結婚両当事者の現住所においてなさなければならない。
 - 9) 上記の公示を、司祭を通じてなすか、裁判所を通じてなすかの選択は、両当事者に委ねられる。
 - 10) 司祭は、「上記の公示を、結婚契約者の宗教に言及することなく、教会の門にかかげる。……」
 - 11) この結婚への反対は、司祭に通告される。
 - 12) 当事者が司祭を選択しない場合、あるいは司祭が拒否した場合には、これらの公示は、日曜日などに、裁判所の書記官によって、教会の出口に掲示される。
- 13~19) (種々の場合における結婚契約の手続きの規定)。
- 20) 司祭と裁判官はそれぞれその結婚登録台帳を保管する。
 - 21) わが王国に居住する非カトリックの臣民または外国人であって、わが王令によって規定されている形式に従わずに結婚している者は、この勅令の公布後一年を限り、届出により、合法的結婚から帰結する全権利を、当事者およびその子供にかんして、取得する。
 - 22) 上記に該当する夫婦は、4人の証人を伴い、司祭または裁判官のところへ出頭し、その旨を申告する。
- 23~24) (未成年者の場合および疑義がある場合の規定)。
- 25~26) (非カトリックの臣民の子供の出生の届出についての規定)。
- 27) わが臣民あるいはわが王国内の外国人が死亡し、教会による埋葬を受けられない場合には、自治体の長は、その地域内に、埋葬のためのしかるべき土地を用意しなければならない。その地域の検事は、その土地が、カトリックの墓地と同様に、いかなる侮蔑をも受けまいよう監視しなければならない。

らない。

- 28) 死亡宣言は、死亡者のもっとも近い親族もしくは隣人か、あるいは当該裁判管区の裁判官によって、司祭もしくは裁判官にたいしてなされる。それぞれ、その台帳が保管される。
- 29) 死亡者の親族もしくは隣人が死亡宣言を教区台帳に記載せしめたいと望む場合には、その旨を裁判官に伝え、その裁判官はその埋葬に立ち合う。
- 30) 教会による埋葬を拒否された人の遺体は、家屋の前に安置してはならない。死亡者の親族および友人は遺体の運搬に伴うことができるが、大声で歌ったり、祈りを繰り返したりすることは許されない。また、この運搬にさいして、わが臣民が混乱、侮蔑、醜聞などを引き起こすことを禁止する。
- 31~34) (この勅令の執行にかかわる台帳の管理についての規定)。
- 35) 免除状をえたものは、監査官に10スーを支払う。
- 36) 司祭および裁判官は、別に定める手数料以上の金額を徴収してはならない。
- 37) アルザスのルター派については、現状のままとする。

* * *

うえの要約から明らかなように、この勅令の内容は簡明である。

前文はのちに見ることとして、条文自体がなにを規定しているかを吟味してみよう。われわれを最初に驚かすのは、この勅令が、「寛容令」という俗称にもかかわらず、まずカトリック教の強力な擁護から始まることである。率直にいうしまえば、プロテスタンティズムは、そのものとして、つまり宗教としては、その存在を認知されていない。この点は重大であり、いくら強調してもしすぎることはない。

まず、第1に、カトリック教のみが公的礼拝を享受し続けると宣言される。すなわち、プロテスタントの公的礼拝は禁止される。それでは、私的礼拝はどうなのであろうか。それについては言及されていない。このゆえに、この問題は、聖職者会議によってもとりあげられ、人々の論議の対象となるであろう。

しかし、実をいえば、私的礼拝の問題は、「ナント勅令」の公布のときから、すでに論議の対象であった。すでに見たように、「ナント勅令」は私的礼拝を許容していると読むことも十分に可能なのである。とはいえ、奇妙なことに、この問題をここで論じる必要はきわめて小さい。なぜなら、私的礼拝を監視することはこのうえなく困難なことであり、したがって、「ナント勅令」公布の直後の時期のわずかな数のきわめて熱心なカトリック教徒を除けば、私的礼拝をも摘発しようとする企てはほとんどなかったからである。さらにいえば、フランス革命直前のこの時期、プロテスタントの公的礼拝さえ、とくに南フランスにおいては、ほとんど黙認されていたのではなかったのか。もし、そうならば、「カトリック教のみが公的礼拝を享受する」という第1条の文言は、プロテスタントたちにとっては、ほとんど直接的な実質の意味をもっていなかったといわなければならない。しかも、上層のプロテスタントたちは、信仰生活の内面化につれて、私的礼拝だけで満足しており、かならずしも、公的礼拝をなす必要を感じてはいなかったのである。

第2に、プロテスタントたちは、司法職、市政職、公教育職から排除される。プロテスタントたちがこうした職業に従事することから生じると考えられた危険性についてはあらためて述べるまでもあるまい。しかしながら、南フランスの若干の都市では、すでにプロテスタントが市政職についている場合があった。というのも、プロテスタント人口の比率が高く、市民の有力者の多くがプロテスタントであり、そのうえ、この勅令も言及しているように、「フランスにはもはやプロテスタントは存在しないという仮構」のうえにすべてが立っていたゆえに、プロテスタントたちもまた容易に市政職に就きえたのである。

第3に、プロテスタントたちは、一団体を形成することを禁止される。そこに付随する団体行動についても同様である。上記の職業制限とこの条項をあわせて見るならば、政府当局者の恐れているものがなにであるかが明かとなる。それは、プロテスタントたちがひとつの社会的勢力となることである。とはいえ、こうした制限は、プロテスタントの公的礼拝の禁止から必然的に由来する

ものであろう。別の名目で集会を開き、そこで礼拝をなしうるからである。

第4に、プロテスタントの牧師は、牧師であることを示すいかなる徴をも身に帯びてはならず、また、その資格に由来するいかなる行為をも為してはならない。この条項も論議をひきおこす。なぜなら、この条項は牧師の存在を少なくとも許容しているのだ、と考えることもできるからである。とはいえ、いずれにせよ、牧師がすでに活躍しており、それがかなりの程度黙認されていることは公然の秘密であった。

第5に、プロテスタントたちは、カトリック教の祭礼に敬意を表し、日曜日や祭日の規則を守らなければならないばかりでなく、カトリック教会の維持のために貢納しなければならない。この勅令がプロテスタント信仰の存在を認めただ以上、プロテスタントにもカトリック教会の維持のための献金を求めるのは不合理であるようにみえる。しかし、カトリック教の側からすれば、プロテスタントたちを、けってカトリック教の横に並び立つ同輩としてではなく、あくまでもカトリック教の内部の迷える羊群として取り扱いたいと願っていたのであろう。さらに留意すべき重要な点は、もしプロテスタントたちがカトリック教会への貢納を免除されるなら、その免除の恩恵に浴することを目的とする改宗がおこるのであろうということである。プロテスタントからカトリックへ改宗したものにたいして金銭が支払われたとき、その金銭を目的とする改宗があったこと、さらに、幾度も改宗するものさえあったことをわれわれは記憶している。

以上に列挙した5点は、いうまでもなく、これまでの現状の再確認であった。このような再確認をわざわざ行なったのは、この勅令がプロテスタント信仰を容認する意図をもって公布されたのではないことを明らかにするためであったと思われる。すくなくとも、カトリックたちにそう思わせるためであった。いずれにせよ、条文上において、プロテスタントたちは、一宗教団体としての存在を認められていないことはたしかである。

それでは、逆に、この勅令は、いかなる新しい積極的な条項をもつのであろ

うか。

第1に、プロテスタントの出生、結婚、死亡にかかわる公認の台帳を作成すること。

第2に、プロテスタントは、その出生、結婚、死亡の届出を、カトリック教会か裁判所かのどちらかにたいしてなすこと。

第3に、プロテスタントは、その所有権を享受しうること。

第4に、プロテスタントは、司法職、市政職、公教育職を除く職業に従事しうること。

第5に、プロテスタントは、かれらだけの墓地を持ちうること。

これらのうち、第3の所有権の安全の保証の意味はたしかに大きい。なぜなら、これまで、プロテスタントたちの財産は没収されると規定されていたからである。とはいえ、近代社会を前提とする限り、出生、結婚、死亡についての正式の台帳を作成しながら、所有権を否認するということは考えられないことであろう。この第3点は第1点からの必然的な帰結である。しかも、プロテスタントの摘発が有名無実になっていた以上、プロテスタントの財産没収もまた同様であった。

第4点についてはすでにすこし触れた。プロテスタントが上記の3種の職業を除く職業に従事しうることの意味は、たしかに小さくはない。これまで、かれらは、同業組合規定のカトリック条項によって、同業組合をもつ職業から排除されてきたからであり、また、それ以外の職業にかんしても、幾多の国王宣言によって、多くの職業に就きえなかったからである。とはいえ、1世紀のあいだに、プロテスタントたちはそれぞれその職業に従事してきているのであり、職業選択の幅が広がったからといって、ただちに、これまでの職業を捨てて別の職業に就くわけではない。さらに重要なことは、同業組合規定のカトリック条項がいつも厳重に遵守されていたわけではないということである。軍隊においてさえ、プロテスタントの士官が活躍しており、かれらのための特別の勲章さえ制定されていたことを想起すれば十分であろう。

第5の墓地についていえば、プロテスタントたちのための墓地がすでに各地に設置されており、この条項もまた、現状の追認であるといってもまちがいはない。

もし、そうであるならば、この勅令が新しく積極的に規定することはわずかに1つのこと、すなわち、プロテスタントたちの公式の戸籍台帳が作成され、かれらはその結婚、出生、死亡の届出を、教会もしくは裁判所のどちらかにしうるということである⁸⁾。

しかし、この結婚、出生、死亡のうち、結婚が中心的問題であり、出生と死亡はそれに付随しているといつてよい。なぜなら、プロテスタントの牧師の主宰する結婚が無効であるならば、その結婚から生まれる子供は必然的に嫡出児として扱われるわけにはいかないからである。死亡についていえば、それはそれ自体として、重大な問題を引き起こすものではない。

このゆえに、この時期におけるプロテスタントの戸籍の問題は、ほとんどの場合、「プロテスタントの結婚」問題として論じられている。すなわち、当時、最大の関心を集めたプロテスタント問題とは、プロテスタントの結婚の合法化の問題であり、この勅令もまたそれだけにしか関わっていないのである。

しかしながら、留意すべきことは、この勅令公布の以前において、プロテスタントたちの結婚がまったく不可能であったわけではないということである。かれらの多くはカトリックの司祭のもとで結婚していた。かれらは、一定の期間、カトリック教会へ通うことによって、自分がカトリック教徒であることを「証明」することができたし、司祭の方もまた、当事者がけっして真にカトリックに改宗したのではないことを知りながら、その結婚を主宰していたので

8) しばしば、「寛容令」によって、プロテスタントたちは「市民権」を与えられたといわれる。しかし、この表現は明確さを欠いている。当時、「市民権」とはなんであったかについて、原語でたずねても日本語でたずねても、明確にはならない。スイスでは、市民(Citoyen)とは、政治に参加できるごく少数の特権階級であった。この定義をもちいるなら、人民がまったく政治に参加することのなかったフランスには「市民」は存在しないことになる。しかし、いうまでもなく、フランスでも、「市民」という言葉はさかんに使われていたし、自分が市民であると考えていた人々がいたことに間違いはない。いずれにせよ、ここ「寛容令」で問題となっているのは、戸籍の整備だけであって、政治参加を含意しかねない市民権の問題ではまったくない。

ある。司祭たちがそうしたのは、自分の狭い教区に住んでいる知り合いのプロテスタントたちの境遇に同情したゆえでもあるし、また、プロテスタントたちの結婚を拒否することによって厄介な紛争に巻き込まれたいくなかったゆえでもある。プロテスタントが結婚できない場合があったとすれば、それは、かれらが結婚よりも信仰を重視し、一瞬間たりとも改宗した外観を見せることを肯んじえなかったか、もしくは、司祭が人間的同情心よりも教義を重視し、偽装改宗を絶対に容赦しなかったか、のどちらかである。いずれの場合も、その数は大きくはなかった。もちろん、いずれの宗教においても偽装改宗は致命的な罪であり、結婚のための一時的偽装改宗といえども、真のキリスト者の心には消しがい深い傷跡を残したはずである⁹⁾。

ところが、この点にかんしても、この時期においては、この勅令の前文も述べているように、多くの裁判所は、すでに、カトリックの教会の外でのプロテスタントの結婚の合法性を承認する判決を下すようになっていたのである。

以上のようにいえるならば、この勅令の唯一の改革的条項も、結局のところ、現状の追認以上にはほとんど出ていないことになる。

このように見るならば、この勅令は、つねに俗称されているような、「寛容令」の名に真に値するのであろうか、と訊ねることさえできる。通常信じられているのとは逆に、ここには、プロテスタント信仰を許容するというような文言はまったく存在しておらず、ただ、プロテスタントたちの結婚を合法的結婚として承認するということがうたわれているだけなのである。

もちろん、こうした条項を逆手にとって、非カトリック教徒の戸籍台帳が正式に作成されたということは、プロテスタント信仰そのものが容認されたことを意味する、と解することもできる。そして、この推論は、まさしく、この勅令の作成者の意図に沿うものでもあったろう。にもかかわらず、プロテスタン

9) ちなみにいえば、ルソーは、テレーズと長い間結婚しなかったといって非難されることがある。しかし、プロテスタントであるルソーは、フランスでは、結婚しようにも、正式な結婚はできなかったはずである。

ト信仰を許容しようとする姿勢としては、なんと控えめで、つつましいことであらうか。

とはいえ、現状の追認にすぎないとしても、非合法状態が合法化されることの意味は小さくはあるまい。プロテスタントたちの結婚の合法化の含意を探ってみよう。

出生、結婚、死亡が法的に認知されるようになったことによって、もっとも利益をうるのはどのような人々であらうか。それは、いうまでもなく、新しい経済活動に従事し、財産を蓄積してきた人々である。なぜなら、結婚や出生や死亡が正式に法的認知を受けられなければ、必然的に、財産の移転や相続も法的認知を受けられず、したがって、所有権はきわめて不確実なものとなるからである。この勅令の前文がのべているとおり、カトリックの「食欲な傍系親族」がいるとき、プロテスタントの夫を失った妻や、父を失った子供はその遺産の相続権を確保できるとはかぎらなかったのである。結婚の合法化はそれ自体として重要であったのではない。結婚の合法化は、それが**所有権の安全**を確保するゆえに重要なのである。結婚の合法化の目的は、**所有権の確保**である。

プロテスタントの所有権の確保が、なぜそのように**重大な問題**であったのであろうか。これについても、この勅令の前文が率直に述べている。すなわち、カトリック教しか存在しないという仮構に由来する「諸原則」は、「わが王国の繁栄と平穩に反する」ものであり、「亡命を増加させ」、「親族内の絶えざる紛糾を引き起こす」と明言している。一言でいえば、**政治的および社会的平穩と経済的繁栄こそが**、プロテスタントたちに正式の戸籍を与える**目的**なのである。

もし、この勅令が、プロテスタントたちの**相続権や所有権を明確に保証**することによって、かれらの**経済活動を支援し、もって王国の繁栄を実現**しようとすることを目的としていたとするならば、この勅令が、**社会的に上層に位置する**いわゆるブルジョワのプロテスタントにとって**いっそう有益な**ものであり、**下層の貧しい農民のプロテスタント**にとっては**それほど意義深い**ものではな

かったことを意味する。この勅令の公布の推進者たちも、この点を十分に認識していたはずである。

すでに別の箇所で述べたように、上層のプロテスタントたちと下層のプロテスタントたちは異なった要求をもっていた。前者がとりわけその戸籍の確立を望んだとするなら、後者は、とりわけ公的礼拝の承認を求めている。そして、さらに、前者が、公的礼拝の必要性をほとんど感じず、したがって下層プロテスタントたちの要求になんの関心もなかったとすれば、他方、後者も、戸籍の正式の確立からはほとんどなにも得るところがないゆえに、上層のプロテスタントたちの要求にたいして、当然のことに冷淡であった。

そして、この勅令が、上層プロテスタントの要求に全面的に応え、下層のプロテスタントの要求になんら応えていないことは、あまりにも明白である。

したがって、このいわゆる「寛容令」の現実的効果について結論的にいえば、この勅令は、信仰生活の側面にかんしては、プロテスタントたちの現在の状況になんらの変更を加えず、ただ現状を追認するのみである。そして、市民生活の側面においては、かれらの所有権を確保することによって、上層のブルジョワの経済活動を刺激し、もって王国の繁栄に貢献しようとしているのである。

王国政府がこの勅令の公布によって確保しようとする現実的利益については、なおつぎの点を挙げてよいであろう。すなわち、まず、戸籍の整備によってすべての住民を把握することの利点がある。その利点は、ただたんに、庶子が増加したり、戸籍に載っていない臣民が増えたりするという政府にとっての社会的不気味さを除去することだけにあるのではない。その利点は、とりわけ、軍隊の徴募や賦役の割当において明瞭であろう。もし、そのさい、カトリック教徒であることを条件としているような場合には、この勅令は、その負担をプロテスタントたちにも拡大することになるゆえに、カトリック教徒の負担を軽減する結果となる。さらにまた、この勅令は、プロテスタントの結婚を合法化することによって、いわゆる「荒野の教会」の存在理由をそれだけ削減することになるであろう。すなわち、プロテスタントたちの結集力をそれだけ弱めること

になるはずである。

* * *

それでは、この勅令は、いかなる思想的あるいは理論的根拠に立って、このような規定を提示しえたのであろうか。その前文を見てみよう。

その文面によれば、ルイ14世が抱いた「人民の同一信仰の共同体を実現するという希望」はまだ放棄されていない。もちろん、ここでいう信仰とは、カトリック教であることはいうまでもない。しかしながら、それを実現するためには、「教育と説得」の方法が選ばれるべきであり、「暴力的方法」を用いることは、「理性と人類愛の原則にも、真のキリスト教精神にも違反する」と明言される。ここでは、あの「強いて入らしめよ」という格率が明示的に否認されていることはもちろんのこと、キリスト教精神と理性と人類愛が同一の原則に立つものとして列挙されている。もはやここでは理性と宗教は対立しない。理性と宗教のこの並列はやがて必然的に宗教にたいする理性の優位に到らざるをえないことを、われわれはすでに、ピエール・ベイル以来、知っている。

もし、そうならば、その文面にもかかわらず、「人民の同一信仰の共同体を実現するという希望」は、事実上、放棄されていると見なければならぬ。放棄されていなかったとしても、その希望は、はるかかなたの夢であり、その実現のためになんらかの具体的努力をするというようなものではなかったであろう。にもかかわらず、こうした文言が存在するのは、この勅令が、聖職者をはじめとするカトリック勢力によって受け入れられやすくなるようにしようとする勅令起草者たちの配慮のゆえであろう。

しかも、驚くべきことに、プロテスタントたちがプロテスタントであるのは、「出生の不幸」であるとされていることである。もし、そうであるならば、イスラム教徒についても、同じことがいえるはずである。人間は自分の出生を自分の意志で選択できない以上、自分が選択したのではないある宗教のうちに生まれ落ちるのであり、したがってそれがかれの宗教である以外にはないのである。そこから帰結するものは、モンテスキューにおいて見られたように、すべ

ての宗教の相対性であり、キリスト教の絶対的優位性の否認である。そして当然、「出生の不幸」は、罰せられるべきものではない。

さらに、この勅令は、プロテスタントたちの偽装改宗によるカトリック教の「秘蹟の聖瀆」にも言及していることをつけ加えておこう。その点で、この勅令は、カトリック教の聖性の維持にとっても有益なのである。

以上のような理由によって、「自然がかれらのために要求し続けている諸権利」をかれらから奪うことはできない。しかし、他方、かれらが受けとるのは、「自然権がわれわれをしてかれらに拒否することを許さないもの」だけにしかすぎない、と明言される。すなわち、戸籍台帳の整備であり、そこから出来る市民生活（宗教生活とは区別された）の享受である。

この勅令のなかで、その趣旨を支えるために明示的に挙げられている観念は、さきに見たように、理性、人類愛、自然、自然権であり、さらに「出生の不幸」の背後に潜んでいるのは、宗教の相対性の観念である。これらの観念は、すべて、いうまでもなく、17世紀以来の新思潮の中心に位置するものである。そして、一般に啓蒙思想と呼ばれているこの思潮が、とりわけ反キリスト教的あるいは反カトリック教的性質をもって特徴づけられるとするならば、プロテスタントたちに戸籍を与え、その市民生活を回復しようという目的をもつこの勅令が新思潮の中心的理念に支えられているという事実は無視されるべきではあるまい。キリスト教を攻撃するために用いられるのと同じ理念が、プロテスタントたちの擁護のためにも用いられているのである。この事実は、一方において、こうして理念が、逆に、プロテスタンティズムそのものを攻撃するために使用されるかもしれないという可能性を示唆するであろうし、他方、また、カトリシズムに抗してプロテスタンティズムを擁護しようとするとき、いったい別のどのような理念に訴えることが可能なのかという質問をも呼び起こすであろう。前者についていえば、その可能性は、フランス革命の過程における「理性の祭典」や「最高存在の祭典」において、ただちに現実化するであろう。後者についていえば、その質問への回答の不在は、近代宗教思想のディレンマ

そのものであるという以外にはないであろう。われわれは、18世紀末におけるプロテスタンティズムの擁護にまつわるこうした思想史的綜錯と悲劇の一典型を、ラボー・サン・テチエンヌにおいて見ることになるであろう。

この勅令が提起している重大な問題がほかにも存在する。それは結婚成立の要件にかかわる。あらためていうまでもなく、カトリック教においては、結婚は、人間の一生における7つの秘儀のうちの1つであり、カトリック教会のなかで司祭の主宰のもとに行なわれてのみ成立する。その他の形式による結婚はすべて無効である。それゆえに、これまで、地下活動を続けるプロテスタントの牧師の主宰のもとでなされたいわゆる「荒野の結婚」は無効であると考えられてきたのであった。

ところが、この勅令は、結婚の届出がカトリック教会もしくは裁判所に提出されることをもって結婚成立の要件とするのである。これは革命の変更であるといっても誇張ではない。このような改変は、いかにして根拠づけられるのであろうか。

この勅令を準備した人々の中心に位するマルゼルブによれば、結婚は二つの側面をもっている¹⁰⁾。すなわち、宗教的側面と市民的側面である。前者が教会の管轄に属するとするなら、後者は国王の管轄に属する。これまで、教会は、国王がなすべき職務をも委託されていたゆえに、両者が重なっていたにすぎない。いまや、秘蹟と戸籍は分離されなければならない。さもなければ、国王は、教会が承認する人間しかその臣民として持つことができなくなることになるからである。もし、キリスト教会しか結婚を合法化しえないとするならば、キリスト教成立以前の人々の結婚はどうなるのであろうか。現在、プロテスタントたちは異端者とされている。もし、そうだとすると、それは、宗教上の問題であって、国家の問題ではない。かれらは、カトリック教会から見れば異端者であるかもしれないが、国家から見れば良き臣民である。プロテスタントたちがプロ

10) Malesherbes, *Mémoire sur le mariage des protestans*, 1785 ; ditto, *Second mémoire sur le mariage des protestans*, 1786.

テスタントであるゆえに、国家によって不当に扱われるべき理由はまったく存在しない。……

もちろん、マルゼルプたちのこうした考察は、この勅令の文言のなかにはまったく現われてはいない。戸籍と秘蹟の分離についてさえ触れられていない。もっとも、正確にいえば、この分離は、この勅令では、まだ完全ではない。なぜなら、カトリック教徒は、従来どおり、カトリック教会での結婚で十分であり、それ以外の届出をなすわけではないからである。プロテスタントたちのうち、カトリック教会に届出をすることを拒否するものだけが、裁判所において、結婚の届出をなしうるのである。

とはいえ、部分的にせよ、裁判所への届出を結婚成立の要件としたことの意義はきわめて大きいことに疑いはない。数年を経ずして、その形式のみが有効とされるに至るからであり、今日において、それが世界の趨勢であるからである。法制上、結婚からは、宗教的要件が排除され、それは純粋に「市民的」出来事となる。

結婚を「市民化」すること、すなわち、戸籍 (Etat civil) を、教会から取り上げ、文字通り、「市民化 (civiliser)」することは、たんに、いわゆる、近代における国家の世俗化の一端の表現であるにとどまらない。それは、絶対主義国家における国王の絶対性の否認をも内包している。

ナント勅令廃止勅令下の体制は、国家秩序と教会秩序の合体であった。しかも、国王が全臣民の信仰を決定するという原則に立っている点において、それは、国王の意志の絶対性による国家と教会の統合であった。国王の意志を超えるものはなにも存在しない。

ところが、この1787年の勅令は、教会の外の結婚の合法性をも承認することによって、国家と教会との合体に分裂を生じさせる。その承認は、その結果として、同時に、国王がもはや臣民の信仰を決定しえないという宣言でもある。国王の意志は、もはや臣民の良心を左右しえないという点において、絶対的であることをやめる。それでは、国王がその絶対性を放棄したとき、その絶対性

は、ふたたび神の手に帰ったのであろうか。否である。われわれがすでにこの勅令の前文のなかで見たように、新しい秩序を主宰するのは、神ではなく、理性であり、自然であり、自然権であり、人類愛であった。いまや、絶対的権力をもつのは、これらの観念であり、具体的水準でいえば、それらの観念を担う個々の人間である。

絶対主義国家を特徴づける「一つの王、一つの法、一つの信仰 (un roi, une loi, une foi)」という三位一体性は解体する。国王が個人の信仰に介入しえないことが承認された以上、代わって登場するのは、個人の良心の自由以外にはない。

しかしながら、いうまでもなく、この勅令は、良心の自由などという用語には一顧だにしない。それが、その依って立つ原理から必然的に引きだされるはずであるにもかかわらずである。もちろん、そのような用語の不在は、この勅令の起草者たちの配慮による。もし、良心の自由あるいは信仰の自由などという用語がこの勅令のなかに見いだされたなら、この勅令はけっして成立しなかったことであろう。

この勅令は、せいぜいのところ、「寛容」令であるほかはなかったのである。しかも、この勅令が「寛容」しているものは、最小限度のものであり、その前文が率直に述べているように、「自然権がわれわれをしてかれらに拒否することを許さないもの」だけに止まるほかはなかったのである。

しかし、この勅令がさしあたり提供するものがいかに小さいとしても、それが、原理の水準において、将来の巨大な展望を開いたことの意義は大きい。それは、その根底に革命的原理を秘かにすえることを通して、長い未来の道程の確かな第一歩となったことに間違いはない。

もちろん、いうまでもなく、プロテスタントたちが真に希求しているものは、けっして「寛容」ではなかった。なぜなら、「寛容 (tolérance)」とは、定義上、「上位者が下位者の悪にたいして眼をつぶること」であるからである。ところが、当然のことに、プロテスタントたちはけっして自分たちが下位者であ

るとも、悪をなしているとも考えてはいなかった。かれらが真に求めているものは、政府当局やカトリック教会の側から「プロテスタントに与えられる寛容」ではなく、「万人が等しく享受する信仰の自由」であった。この点は、やがて国民議会において——わずか2年後のことである——、ラポー・サン・テチエンヌによって明確に表明されるであろう。